

公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団

海外派遣支援募集要項（スポーツ分野）

1. 本事業の目的

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団（以下、「弊財団」という。）は、様々な日本の文化を諸外国に広めていくことを通じ、我が国と諸外国との間の国際相互理解をさらに深めていくことを目的として設立されました。

本事業は、上記目的を果たすために、スポーツの分野において海外で活躍しようとする若者に、国際大会等へ参加する機会を得るための資金を提供することにより、様々な日本の文化を諸外国に広めていく我が国の人材の育成に貢献しようとするものです。

2. 支援の対象

- ・ 個人、団体を問わず、国際大会並びにこれに準ずる大会へ出場すること。
- ・ 過去の大会で優秀な成績を収めていること。
- ・ 年齢が28歳以下であること。
※弊財団に書類が到着した時点を基準とします
- ・ 応募時において出場が確定していること。

3. 応募に関する制限

- ・ 応募は1事業年度（8月1日～7月31日）につき1回とさせていただきます。
- ・ 支援回数の制限はありませんが、申請の状況によっては初回応募者を優先させていただく場合がございます。
- ・ 弊財団役員及び職員等と利害関係を有する方からの応募は禁止しております。

4. 支援金

- ・ 支援金額は、1申請あたり150万円を限度額とし、応募内容等を総合的に勘案して個々に額を決定します。
- ・ 支援金の交付は、選考終了後、個人又は団体名義の日本国内の金融機関の口座に振込にて支給いたします（支援金贈呈式はありません）。
- ・ 支援金の使途は、認定を受けた費用明細に沿ってご使用ください。申請していない大会費用や申告していない費用に充てた場合、支援金全額を返還いただきます。
- ・ 応募時において参加が確定していない、または面接時において既に終了している大会等は支援の対象外となります。
- ・ 選考中および支援決定後に、やむを得ず申請書の記載内容や申請時のスケジュール等に変更が生じた場合は、遅滞なく弊財団へご報告ください。
- ・ 報告書の内容より支援金の余剰が確認できた場合は、速やかに弊財団へご報告ください。残金の

返金方法をご案内させていただきます。

5. 応募期間および面接選考時期

応募につきましては通年募集しておりますが、支援を希望する大会等参加のための渡航日より2か月前までにご応募下さい。

応募書類が弊財団に到着した日から到着渡航日まで2ヶ月ない場合は、応募を受け付けない場合がございますので、予めご了承ください。

面接審査につきましては、応募状況や渡航日等を勘案し個々にご案内させていただきます。

※弊財団指定日に面接にご参加いただけない場合は、面接選考を辞退したものとみなします。

6. 応募方法

応募者は、応募書類を弊財団宛に必ずメールにて送付してください。

- ・ 申請書類は弊財団のWebサイトよりダウンロードして下さい。

<http://www.kobebussan.or.jp/dispatch.html>

<提出書類>

- ・ 申請用紙（指定形式：Excel）
 - ・ スケジュール表（指定形式：Excel）
 - ・ スポーツ賞等参加成績一覧表（指定形式：Excel）
 - ・ 上記一覧表に記載の成績がわかるリザルト・順位表
 - ・ 参加大会の開催要項
- ※要項未発表の場合は大会主催側が開催日を公表していることが証明できる資料

<団体申請の場合は以下書類も併せてご提出ください>

- ・ 申請団体概要（指定形式：Word）
- ・ 定款
- ・ 直近年度の決算資料

<注意>

- ・ ご提出いただいた申請書データはそのまま審査資料となりますので重要な変更が生じないよう作成して下さい。
- ・ 枠内に収まりきらない場合は、要約を記載の上、別紙に詳細をご記入下さい。
- ・ 申請データは全て A4 サイズに統一して作成して下さい。
- ・ 提出資料のご返却はいたしません。

7. 支援金の使途・費用項目について

- (1) 支援対象費用は、別表1に定めるところによる。
- (2) 支援対象外費用は、別表2に定めるところによる。

8. 選考方法 および結果通知について

書類選考後、選考委員会の面接審査を経て理事会で決定し、結果はメールにて通知します。
選考の経緯、選考理由は採択不採択にかかわらずお答えできませんのでご了承下さい。

9. 実施結果の報告

支援の対象となった大会終了後2ヶ月以内に、支援金の使用使途を含む結果の報告書をご提出ください。領収書等の支出の事実が証明できる書類を添付してください。
報告書の書式は、上記Webサイトよりダウンロードして下さい。

10. 支援決定後のスケジュールおよび支援金使途変更について

支援決定後の支援金の使途変更は受付いたしません。
スケジュールや予算の変更によって、助成対象期間終了時に余剰金が発生した場合には差額は返金の対象となります。

11. 支援の停止

次の各号のいずれかに該当する場合、支援を停止し、支援金を返金していただきます。

- ・ 申請書類記載事項に虚偽があることが判明したとき
- ・ 助成を受けるものとして不適当な行為や事実が判明したとき
- ・ 助成金を目的以外の用途に使用したとき
- ・ 活動の中止または廃止の申請があったとき
- ・ 活動の報告が行われない場合、また活動が助成対象期間内に行われないとき
- ・ 死亡・傷病のため活動が行えないとき
- ・ 活動内容が採択時点の計画から大幅に逸脱するとき

12. その他

- ・ 支援の対象となった場合、名称、大会概要及び結果等を、弊財団Webサイト及び弊財団発行誌上に掲載させて頂く場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 申請された個人情報については、弊財団に関連する活動以外には、一切使用いたしません。
- ・ 原則、すべての提出書類はメールに添付して提出をお願いします。メールでの提出が難しい場合は、ご相談下さい。不明な点、ご質問などがございましたら、お問い合わせください。

《応募資料送付先及び問い合わせ先》

〒675-0063 兵庫県加古川市加古川町平野 125 番 1

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団 事務局 宛

TEL: 079-457-5075 FAX: 079-457-5002

E-mail : info@kobebussan.or.jp

【別表1】

費用項目	説明
1. 交通費①	大会開催地への移動 ※航空券代には空港使用料を含む ※複数大会申請の場合、大会開催地間の移動も含む
2. 交通費②	宿泊地と会場間
3. 大会エントリー費	
4. 宿泊費	食事(朝昼晩)を含む場合は詳細明記
5. 海外旅行保険料	
6. 海外Wi-Fiレンタル費	
7. 運搬費	
8. 新型コロナウイルス関連費用	待機期間のホテル代、検査代など
9. 保護者・指導者のいずれか1名分の交通費①②と宿泊費	申請者が18歳未満の場合のみ申請可
10. その他支援を希望する費用	詳細に記載してください

【別表2】

費用項目
1. 謝金
2. 申請者が18歳以上の場合の帯同者・コーチの費用
3. 備品消耗品費：競技に係る道具や、メンテナンスに係る費用
4. 練習時の会場費・施設使用料
5. 領収書が出ない費用
6. その他、申請大会への出場に関係のない費用